

登山計画作成のためのガイドライン（第三次改訂版）について

令和 7 (2025) 年 3 月 13 日

学校安全課

1 趣旨

当ガイドラインは、平成 29 (2017) 年 3 月に発生した那須雪崩事故を踏まえ、県立学校が登山を実施する際の安全に対する考え方や取扱方針、計画を適正に作成するための具体的留意事項等を盛り込んだ手引書として平成 30 (2018) 年 12 月に策定し、令和元 (2019) 年度に第一次改訂、令和 4 (2022) 年度に第二次改訂を行っている。

今回の改訂においては、令和 6 (2024) 年 11 月 22 日に開催した第 5 回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会の議論を踏まえ、現行のガイドラインにおいて表現が曖昧であった基準を整理し、明確化を図ることなどを目的としている。

2 主な改訂内容等

(1) 夏山における残雪及び雪渓を含むルートの取扱いについて

- ・ 現行のガイドラインにおいて、夏山における残雪及び雪渓を含むルートについては、傾斜が緩やかで転滑落等の恐れがない場合には山行を認めることとしているが、「傾斜が緩やか」「転滑落等の恐れがない」ことの基準が明確ではなかった。
- ・ 通過にあたり特別な装備を必要とせず、傾斜については中程度とされる 35° を上限とするなどの基準を定め、基準に合致する白馬岳（長野県）外 2 ルートの山行を認めることとする（登山計画審査会での確認は引き続き必要）。

(2) 部活動指導員の取扱いについて

- ・ 令和 5 (2023) 年度より運用を開始している部活動指導員の取扱いについてガイドラインに明記することとする。

3 改訂時期

令和 7 (2025) 年 3 月末